創業セミナー開催

平成 30 年 **10/21(日)・11/4(日)**

和泉商工会議所 2 階 会議室

創業をお考えの方及び創業後 5 年未満の方を対象にしたセミナーです。

創業に必要な実践ノウハウを教えます!!

定員 20 名［先着順］ 参加費無料

10/21(日)	第 1 回	10：00 ～ 12：00	あなたの商品はもっと輝く！ 商品づくりの３つの基本戦略	
	第 2 回	13：00 ～ 15：00	売上を倍増させるマーケティング入門	
11/4(日)	第 3 回	10：00 ～ 12：00	明日から使える人材活用の基礎知識	
	第 4 回	13：00 ～ 15：30	金融マンがこっそり教える 起業家が知っておきたい資金調達術	

講師紹介

財務経営コンサルタント
中小企業診断士・CFP

前 薗 浩 也

［経歴］
関西学院大卒　神戸大学院修了（MBA）
日本政策金融公庫に入社し 7,000 件以上の融資審査を行う。
独立後、財務経営コンサルタントとして活動する。

［実績］
財務省での財務監査（自治体、市民病院）
経営 / 金融顧問、財務戦略の策定など

【 和泉市創業支援事業計画 】

平成 26 年 1 月 20 日に施行された産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として、和泉市が創業支援事業者（和泉商工会議所）と連携して策定する「創業支援事業計画」が平成 26 年 10 月、国より認定を受けました。この認定により、創業支援事業計画に基づく創業セミナー（和泉商工会議所が実施）を受講された創業者の方は登録免許税の軽減措置や金融面でのサポートが拡充されます。

和泉商工会議所の創業セミナーを受講された創業者の方（和泉市が発行する証明書が必要）への支援

1 株式会社等を設立する際の登録免許税が半額（資本金の 0.7%→0.35%）

2 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始６ヶ月前から利用できます。（別途審査有）

3 日本政策金融公庫新創業融資制度の要件緩和、新規開業支援資金の貸付利率引下げ対象となります。（別途審査有）

4 本セミナーを全て受講し、和泉市が発行する特定創業支援事業による支援を受けたことの証明により、以下の市の補助制度を受けることができます。

特定創業支援事業を受けたことによる **市補助制度**

①市内商店街における空き店舗を活用した場合、月額家賃の 1/2 以内（10 万円限度）で最長 6 ヶ月間補助
②市内の空き店舗を活用した場合、改装及び改修に係る経費の 1/2 以内（30 万円限度）補助
※予算がなくなり次第終了します。

FAX申込書

以下の申込書にご記入の上、FAX にてお申し込みください。
FAX 0725-53-5959

お問合せ先
和泉商工会議所 中小企業相談所
〒594-1144 和泉市テクノステージ３丁目 1-10
TEL：0725-53-0320　FAX：0725-53-5959
E-mail：info@izumicci.jp

フリガナ
受講者氏名　　年齢　　歳　　性別 □男性 □女性

〒
住所

電話番号　　なるべく詳しくご記入ください。
業種（予定）

希望参加日時
□ 第 1 回 10/21(日) 10:00 ～ 12:00
□ 第 2 回 10/21(日) 13:00 ～ 15:00
□ 第 3 回 11/4(日) 10:00 ～ 12:00
□ 第 4 回 11/4(日) 13:00 ～ 15:30

既に開業されている方は、以下についてもご記入ください。
事業所名　　〒 所在地　　創業年月　平成　年　月

◎ メールでのお申し込みも可能です。必要事項をご記入の上お送りください。詳しくは http://www.izumicci.jp/category/news02/ をご覧ください。

協力：（株）日本政策金融公庫 堺支店 国民生活事業・（株）池田泉州銀行

ご記入いただきました情報は、本セミナーの目的以外には一切使用しません。